

平成26年度
事業計画



社会福祉法人 富士市社会福祉協議会

事業計画

＜基本方針＞

国の施策により経済状況は好転していることから、春闘に向けて賃上げ要求が報道されています。しかし、昨年の企業倒産はデータを取り始めてから最高の件数であり、平成26年度は消費税8%を含め、さまざまな形で負担増が想定されます。

このような背景の中で、格差社会は拡大化されている状況と考えられ、フィランセ東館に誕生した富士市就業総合支援センターの一翼を担う本会の福祉相談室においても、相談件数はもとより、相談内容も一段と複雑化するものと予想されます。

1月就任された新市長は財政の健全性はもちろん、都市活力再生等に向け発進しました。こうした中で、市民生活の向上において福祉は多様なニーズに対応することが求められると同時に、福祉の持つ力に大きな期待が寄せられるところでもあります。

本会は、平成26年度に新たな事業への取り組みを契機に、業務全体を効率的に推進するため組織体制の強化に取り組みます。新たな事業として一番にあげるべきは、成年後見支援センターの開設です。認知症高齢者の増加を始め、判断能力の衰えていく人たちに対する権利擁護面における態勢充実が急務であり、市からの受託となる本事業を関係行政と二人三脚で取り組み、持つべき機能を充実させ市民サービスの向上につなげていく必要があります。併せて、平成27年度に施行される「生活困窮者自立支援法」への取り組みは待たなしの状況下であり、行政と協議し富士市としての支援態勢の構築を、地域福祉の両計画に反映していくための準備を進めていく重要な年度と考えます。

また、これまで運営してきた障害者就労支援施設等の本部機能の充実を目指し、その強化と今後の施設運営のあり方を検討していきます。以上の点を最重要課題と位置づけ、下記の重点目標を掲げ取り組んでまいります。

＜本年度の重点目標＞

1. 地域福祉活動計画策定推進と地域懇談会の開催
2. 成年後見支援センターの開設と運営強化
3. 事業全体の協働性と効率化
4. 行政との関係強化と基盤整備の推進

【地域福祉活動計画策定推進と地域懇談会の開催】

本会に求められる福祉ニーズは、社会情勢の変化とともに年々増大してきています。そのニーズに応えていくためには、地域との強力な繋がりを積み上げてきた本会が主導的に行政と調整する中で、新たな課題解決に取り組んでいくことが必要です。

その指針となるものが、行政計画である地域福祉計画であり、本会が取り組む地域福祉活動計画であります。平成28年度からスタートする計画に新たな「生活困窮者自立支援法」で取り組む「方策とシステム」の充実を盛り込んでいく必要があります。そのためにも住民の声に耳を傾ける場となる地域懇談会を実施します。

【成年後見支援センターの開設と運営強化】

本年度の大きな事業のひとつに「富士市成年後見支援センター」の開設（7月開所予定）が挙げられます。平成24年度から行政との協議の中で取り組んできました「市民後見推進事業」の結果として形にしたものといえます。

超高齢社会において、また家族形態の変容において、成年後見制度の充実が叫ばれ続けてきました。平成26年1月から7月の間開催されている市民後見人養成研修は、富士市のこれからの成年後見制度を支える大きな第一歩であり、今後本会が検討すべき法人後見に向けた方向性を示唆するものと言え、市民に安心感を与えるためにも、これまで取り組んできた日常生活自立支援事業と合わせて、着実にそのシステムと実績を積み上げてまいります。

【事業全体の協働性と効率化】

本会が取り組むべき業務は多岐にわたり、その業務における専門性も高い次元で求められ、人材を育成することはもちろん、本会全体で取り組む業務の関連性と協働性を改めて検討することが必要な時代であります。

事業継続の必要性は、市民ニーズあるいはニーズにつながる気付きの掘り起こしによるものであることに立ち返る必要があります。ひとつの試みとして、福祉教育の視点で実施してきた事業を「これからの福祉人材育成」「富士市の福祉従事者人材確保」に繋がるように、福祉体験教育であり、福祉就労相談であり、介護者講座でありという老若男女が参加できる新たな事業スタイルの創造をしてまいります。

この一例は、地域福祉活動計画との関連性及び本会が取り組む全ての事業との関連性があると同時に、市内福祉事業に取り組む法人および団体との関連性も模索できるものであり、ここから生まれる関係は新たな事業展開に繋がるのが期待できます。

【行政との関係強化と基盤整備の推進】

平成25年度に福祉関係各課と事業推進を展開する上で、関係強化を図っていくことを目的に年間計画の中で打合会をスタートしました。これまでも、さまざまな調整を行う中で進めてまいりましたが、より一層の意思疎通が必要となる時代に対応していくためにも、新たな事業を展開する本会にとっても、重要な位置づけとして高い情報収集能力を発揮して、社協ならではの発信力を高めていきます。

また、障害サービス室を設置し、障害者就労支援施設におけるサービス向上と施設建設を含めた計画作りに着手してまいります。

本年度における新たな事業展開への対応及び新規採用職員の育成、新会計基準への対応など、本会が基盤整備していくべき事項は山積しています。

重点目標に掲げた事項を着実に推進することが、目標達成への近道と確信し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、本年度も皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

< 執行事業 >

(★は新規事業)

1. 広報・啓発活動の推進

(1) 広報紙「お元気ですか」の発行

年4回全世帯配布。会員である市民に対し、読みやすく解りやすい福祉情報を発信すると共に社協に対する理解を深めていただく。また懸賞応募と共に寄せられる多くの市民の意見や感想などを紙面に反映していく。

(2) 社協モニター制度

社協への理解を深め提言をいただくため、一般公募のモニター制度を実施する。本年度は第8期の2年目。(定員20名)

(3) 「ラジオf」との連携

月1回(最終水曜日)に社会福祉協議会PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。また、市民に分かりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。災害時の連携を視野に入れた防災パートナーズポットCMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にラジオfを活用していく。

(4) ホームページの充実

最新の福祉情報を掲載していくとともにブログをさらに充実し、子どもたちにもわかりやすい福祉情報も発信していく。



キッズのページができました

「富士市社協」で検索

(5) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰及び記念講演をロゼシアターで開催する。
本年度第42回大会は、11月13日開催予定。

(6) 市民福祉まつりの開催（実行委員会主催）

あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すために実施。本年度も中央公園西側イベント広場にて10月19日に開催する。

（34回目）



(7) 市民活動団体“はじめの一步”助成金

市民活動を始めようとする団体に対し、その設立等に係る経費の支援を行うことにより、福祉・文化・教育等の向上を図ることを目的に助成金を交付する。

(8) 福祉図書コーナーの運営

フィランセ東館3階に設置し、図書コーナーとして、福祉教育関係図書やビデオ・DVDソフトなどのメディアを広く市民に活用していただくよう運営していく。

＜蔵書数＞	図 書	1, 269冊
	ビデオ	243本
	CD・DVD	121本
	カセット	116本

2. 地域福祉活動の推進

(1) 地区福祉推進会への支援

小学校区を基本に住民主体で組織されている26地区の「地区福祉推進会」の活動支援を行っていく。特に、地域福祉活動計画に地域が掲げた今後の取り組みを積極的に進めるべく地域懇談会の開催を含め支援していく。

また、災害支援キットなどを有効的に活用し、災害時要援護者への支援も視野に入れた活動に繋げていく。

運営費	80,000円
活動費	200,000円



(2) 地区福祉推進会連絡会への支援

各地区の地区福祉推進会の情報交換や資質向上のため、連絡会やブロック研修等を行い活動の充実強化を図っていく。各地区で必要性が叫ばれている「小地域ネットワーク事業」（見守り活動）が市内全域に広がるよう、互いに研修できる場を提供していく。

(3) ふれあい・いきいきサロンの運営助成

孤独感の解消や介護予防を図ることを目的としたおしゃべりの場（サロン）の設置に対する支援と運営に対する助成やサロンの設置が少ない地域にサロンボランティア研修会を開き、サロンへの理解と設置の推進を行う。また、市内を6ブロックに分け、サロン交流会を開催し、地区福祉推進会との連携を図りながら実情の把握をすると共に地域の社会資源として機能することを目指す。

(4) さわやかコール運動

見守りを必要とするひとり暮らし高齢者（おおむね65歳以上）に定期的に乳酸菌飲料を宅配し、孤独感を和らげると共に安否確認を行う。

（業者委託・配達時1本、週3回まで）

(5) 地域福祉活動団体援助

各種団体の活動支援のため、助成金を交付する。

民生委員児童委員協議会

町内会連合会

女性ネットワーク・富士

人権相談補助金

★(6) 地域福祉活動計画の策定

平成26年度～27年度の2カ年をかけて計画完成を目指す。本年度は、策定委員会及び地区福祉推進会を中心に、地区懇談会、福祉団体懇談会を開催する。

3. 自主財源の確保

(1) 会費の募集

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、新規特別会員の開拓を役職員一丸となり取り組んでいく。また、地区福祉推進会等を通じて加入の促進を図るとともに介護保険事業者連絡協議会を通じ介護保険事業者の開拓を行う。

普通会費	1戸300円全世帯加入
	町内（区長）会長に協力依頼
特別会費	1件1,000円～
	民生委員児童委員に協力依頼
団体施設会費	1団体1施設1,000円～
	市内の団体・施設に加入依頼

(2) 寄附金

市民の皆様から寄せられた寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスとして提供していく。

(3) 赤い羽根募金

戸別募金

篤志・法人募金

街頭募金

学校募金



毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

募金への理解・募金額増に向けての目標

- ①募金のしくみや用途を分かりやすく周知する
- ②職域募金・学校募金の推進
- ③各種団体等の募金への協力依頼

(4) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

4. 各種援護事業

(1) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない方に50,000円を限度に支給する。

(2) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し支給する。

全焼 30,000円

半焼 20,000円

(3) 車いす短期貸出事業

車いすを短期間必要とする方に社会参加の助長及び福祉向上を目的に、無料で貸し出しを行う。

(4) 小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸付、世帯の自立支援を図る。

50,000円を上限 無利子

(5) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に各種資金の貸付を行う。

(6) 高額療養費等資金貸付事業（市受託事業）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付の受けられない方を対象に高額療養費分の貸付を行う。出産育児一時金の貸付の他、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談の上貸付を行う。

(7) 児童援護

①入学支度費の助成

低所得世帯で小中学校入学の際に助成する。

小学校	8,000円
中学校	15,000円

②修学旅行支度費の助成

低所得世帯で小中学校修学旅行の際に助成する。

小学校	8,000円
中学校	10,000円

③児童遊び場の設置助成

遊び場の設置、補修、増設等にかかる費用の4分の1を助成する。



④交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に下記事業を行う。

※交通遺児等援護基金設置

・入学祝金	小学校	10,000円
	中学校	20,000円
	高校	50,000円
・見舞金		20,000円
・奨学金		

高等学校等入学生徒及び在校生に対し、月額13,000円の奨学金を給付する。

⑤児童関係団体等への支援

子ども会世話人連絡協議会
里親会
児童福祉施設球技大会

(8) 高齢者援護

①敬老会への助成

敬老会開催における対象高齢者一人につき200円の助成を行う。

※昨年の実績 29,527人

②家族の会への支援

在宅介護者家族の会及び認知症の人と家族の会に対して、活動が円滑に進められるよう助成を行う。在宅介護者家族の会の事務局を担っている。

在宅介護者家族の会
認知症の人と家族の会

③家族介護者交流事業（市受託事業）

在宅でねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者を、一時的に介護から開放し、心身のリフレッシュを図ってもらう。また、介護者同士で話し合いができる交流の場を提供する。

(9) 障害者援護

①福祉機器リサイクル事業（市受託事業）

不要になった福祉機器等を必要としている方に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

②障害者活動団体への支援

手をつなぐ育成会
身体障害者福祉会
視覚障害者福祉会
聴覚障害者協会



③三福祉団体スポーツレクリエーション支援

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会及び単親家庭の会の三福祉団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーションを開催していく。

④同行援護従業者養成研修

視覚障害者の外出時に必要な知識・技術を有する同行援護従業者の養成を図る。

5. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア活動育成

①ボランティア講座

ボランティア活動に興味のある方や、これからボランティア活動を始めようと考えている方が活動するうえで必要となる心構えや技術の習得を目的に開催する。

②託児ボランティア養成講座

子育て世代の社会参加を支援するために、保護者が講習等の間、安心してお子さんを預けることができる託児ボランティアの養成を目的に開催する。



③音訳ボランティア養成講座（市受託事業）

視覚障がい者の情報獲得手段の拡充を図り、自立と社会参加の支援をするため、文字情報を音訳して情報提供する音訳ボランティアの養成及び既活動者の資質向上のための講座を開催する。

④傾聴ボランティア養成講座

相手の話を聴くための手法や大切さを学び、ボランティア活動や身近な場所で傾聴という技術を生かし、より豊かな生活および活動につなげていただくことを目的に開催する。

⑤福祉体験機材の貸し出し

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機材を貸し出す。車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者・障がい者疑似体験セットなど。

⑥災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティア活動がスムーズに行えることを目的に「災害ボランティア連絡会」を中心に情報交換や「災害ボランティア支援本部開設訓練」等を他市町社協や県外の災害系団体等との連携を踏まえた中で開催し、災害に備えてその要員の育成を図るとともに災害に対する意識啓発を行う。また、救急法講習会及び災害ボランティア講習会の開催に協力する。

⑦企業及び勤労者ボランティア活動の推進

企業、勤労者及び退職者を対象にボランティアに関する情報提供や講座等を行い、ボランティアに関する意識の高揚とボランティア活動への参加の促進を図る。また、企業訪問をし、企業の社会貢献活動に対するニーズの把握を行い、企業と協働しながら社会貢献活動の活性化を図る。

・家具固定ボランティア講座

団塊の世代を含め、企業、勤労者及び退職者を対象に、特に男性がボランティアが活動できる環境を創出するため、家具固定の方法を学び、一人暮らし高齢者等の支援を行う家具固定ボランティアを養成する講座を開催する。

※一人暮らし高齢者等への家具固定支援

家具固定ボランティア講座を受講した修了者で組織する「家具やしめ隊」を支援するとともに、自分では家具の固定ができない一人暮らし高齢者等への防災対策を進める。また、研修会を実施し、家具やしめ隊メンバーの技術の向上を支援する。

・企業の社会貢献活動への支援と協働

企業の社会貢献活動において企業訪問を実施し、タイアップできる企業を発掘し、ボランティアや地域福祉の推進につながる事業を協働したり、社員教育の場に出向き企業の社会貢献の推進を図ると共に福祉への理解を深める活動を行う。

・企業への情報提供

電子メールを活用し企業へのボランティア活動や各種講座に関する情報提供を行う。

⑧声の広報事業（市受託事業）

音訳ボランティアの協力により、社協だよりや市の広報等をテープやCDに吹き込み、文字情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し社会参加していく上での情報提供を行う。現在40人の方が利用している。



声の広報「CD」に収録



移送サービス事業

⑨おもちゃ図書館の運営

フィランセ東館4階に設置し、おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれあいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営（開催）する。

開館日 火・木・土 10:00～12:00
日 10:00～15:00

⑩移送サービス事業（市受託事業）

車いす使用者の通院・リハビリ等の行動範囲を拡大するためリフト付きワゴン車で移動支援を行う。運転手等は移送ボランティアの協力を得て実施する。ボランティアの資質向上のための研修会を開催する。移送車両の貸し出しも行う。普通車2台軽自動車1台

（2）ボランティアセンターの運営

①ボランティア連絡会の支援

主に富士市内で活動しているボランティアグループで組織され、情報交換をはじめ研修等を開催する。また、市外のボランティアグループとの交流も行いネットワークの拡大も行う。 定例会 毎月第1金曜日

②ボランティアの需給調整

ボランティアに関する相談や、ボランティア活動を希望する方とボランティアを必要としている方とのコーディネートを行い、ボランティア活動の活性化を図る。

③ボランティア活動保険

ボランティア活動を安心して行っていただくため、ボランティア活動保険の啓発と加入手続きを行う。

（3）福祉教育の推進

★①福祉人材育成事業に向けた取り組み

福祉事業に携わる人材を長期的な視点で確保することを目的に、子どもから大人までを対象に、広く福祉に関する啓発を行う。啓発に関する事業は、夏休み福祉なんでも学習等他の福祉教育事業と横断的に連動させながら実施することを検討する。

②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉やボランティアに関する学習の機会として資料の提供や疑似体験コーナーを設け、福祉への理解を深めることを目的に開催する。事業の実施にあたっては福祉人材育成との連動を視野に入れながら進めていく。

③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉学習とあわせ、地域とのつながりを持った実践が展開できるように、小・中学校の福祉教育・ボランティア学習担当者の情報交換を行う会議を開催する。

6. 相談事業

(1)福祉相談室の運営（市受託事業）

市民からの福祉についてのさまざまな相談（初期の相談）に対応するとともに、関係機関と連携を持ちながら各種福祉サービスの紹介を行う。

(2)心配ごと相談事業

福祉・生活に関わる心配ごと相談に応じている。また、直接来られない方のために電話相談も行う。（月～金） 相談電話 64-3294

(3)結婚相談(ハッピーネスFuji)事業

フィランセ東館1階社協相談室において、結婚相談員(6名)により結婚に関する相談を行う。また出会いふれあいパーティーを年2回行う。

通常相談日 毎週水曜日、毎月第二・第四日曜日
10:00～15:00

7. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者、知的障害者精神障害者等を対象に、福祉サービスに関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

★8. 成年後見支援センターの運営（市受託事業）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを開設する。また親族以外の後見人である市民後見人の育成を図るための養成研修を実施する。

9. 当事者団体の育成支援

三福祉団体の運営の側面的支援を行う。

手をつなぐ育成会
身体障害者福祉会
単親家庭の会

10. 社会福祉センターの運営（指定管理者制度）

市内の社会福祉センター（広見荘・田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ）を高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営していく。（26年度～30年度）

（1）施設の管理

施設利用の促進。
プール施設の運営（3館）

（2）文化教養及び健康増進事業

各施設が企画し、文化教養及び健康増進に寄与する事業を行う。

（3）健康増進事業

健康相談（看護師による相談）
健康器具による健康増進（ヘルストロン）



幼稚園児とふれあい交流(広見荘)

11. 生きがいデイサービス事業（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、週3回、閉じこもりがちな高齢者を対象に健康体操ゲームなどを行い介護予防を図ると共に、孤独感の解消を図る。

12. 介護保険事業

介護保険関連事業を提供し、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう支援する。

居宅介護支援事業
訪問介護事業
訪問入浴介護事業
通所介護事業
身体障害者巡回入浴車派遣事業（市受託事業）

13. 障害福祉サービス事業

在宅障がい者宅を訪問し、介護・生活支援及び同行援護を行う。

14. 障害者就労支援施設等の運営強化

(1) 各種施設におけるサービス提供の向上

利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、各施設の特性を生かした訓練を展開していく。

○就労移行支援事業所

①まつぼっくり

就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に向けた知識や能力の向上を図るための訓練を行う。

○就労継続支援（B型）事業所

- ①吉原つくし ②竹の子 ③ひめな ④市民ふれあいバンク ⑤鷹身工芸社、
⑥まつぼっくり ⑦ふじばら作業所 ⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

○生活介護事業所

①吉原つくし

常に介護を必要とする人に、生活面での介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う。

★(2) 障害サービス室の設置

今後の施設運営強化のために「障害サービス室」を設置し、各施設間の連携を強化していくとともに、サービス向上、職員育成及び建設計画などを含めた中長期的なビジョンを打ち出していく。

★(3) 特定相談支援事業の実施

障害者就労支援施設等の利用者や、その家族が障害福祉サービスを適切に利用するための計画作成をはじめとした相談支援事業を実施する。

★(4) 市民ふれあいバンクの建設

国・県及び市から施設整備に係る補助金を受け、訓練の利便性を図るとともに、施設に訪れる利用客に快適な買い物環境を提供できるよう老朽化した施設の建設に着手する。

15. 実習の受入

社会福祉向上と福祉教育の一環として、学生等を対象に福祉実習の受入を実施する。

16. 視察の受入

視察を希望する各種団体等に対し、当会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を実施する。

17. 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施し、その事務局を担っている。

18. ふれあい喫茶の経営

フィランセ利用者に対するサービスとして飲食を提供し、憩いの場として使っていただくことにより、利用者の便宜を図ることを目的に経営していく。

OPEN 月～金 午前11時～午後2時

各種イベント・会合のお弁当や飲み物の注文も承ります



就労支援施設の製品はフィランセ東館1階で購入できます

※無人販売のため、フィランセ開館時間内で購入できます

(毎月第三日曜日と祝日を除く、8:30～21:00)

まとまった数量の発注やアレンジ、ラッピングも承ります
お気軽にお問い合わせ下さい

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会
富士市本市場432-1 富士市フィナンテ東館1階
TEL 0545-64-6600(代)
FAX 64-6567(代)
e-mail info@fujishishakyo.com